

事務連絡  
令和5年9月8日

公益社団法人全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る規則等の  
改正について（事務連絡）

産業廃棄物行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラックでの荷役作業時における安全対策について、厚生労働省において、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第33号。以下「改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第104号。以下「改正告示」という。）が同年3月に公布され、改正省令は同年10月1日（一部規定は令和6年2月1日）から、改正告示は令和6年2月1日から施行されることとなりました。

改正の詳細は、別添の厚生労働省通知のとおりですが、概要としては、

- （1）昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大
- （2）テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業の特別教育の義務化
- （3）運転位置から離れる場合の措置の一部改正

の3点となります。

産業廃棄物処理業者の皆様におかれましては、収集・運搬の際に平ボディ車やウイング車等を使用する場合、上記の改正が影響する可能性がございますので、別添通知の内容を御確認ください。

つきましては、貴団体におかれましてもこれらの内容について御承知おきいただくとともに、会員企業等に周知くださいますようお願いいたします。